

令和4年度 札幌市立札幌中学校 部活動にかかわる活動方針

1. 部活動の意義

部活動は、生徒の主体的・自発的な参加によりスポーツや文化に親しむことで、自己肯定感をはじめ、体力や学習意欲の向上、責任感や連帯感など、札幌市の教育及び学校教育が目指す資質や能力の育成に資するものである。

2. 開設する部活動（設置部活動）

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 男子バスケットボール部 | (7) 女子バドミントン部 |
| (2) 女子バスケットボール部 | (8) サッカー部 |
| (3) 女子バレーボール部 | (9) 野球部 |
| (4) 男子ソフトテニス部 | (10) 吹奏楽部 |
| (5) 女子ソフトテニス部 | (11) 美術部 |
| (6) 男子バドミントン部 | (12) 木材工芸部 |

3. 運営のための体制整備

- (1) 校長は、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消などの観点から部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- (2) 校長は、学校組織全体で部活動運営に関わる校内体制を構築する。
- (3) 校長は、学校、外部指導者及び保護者と連携し、協力しながら活動できる体制を整えることに努める。
- (4) 部活動の指導者は、年間活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。また、活動計画については、保護者へ周知する。
- (5) 部活動の指導者は、毎月の活動実績（活動日時・大会参加など）を校長に報告する。
- (6) 校長は、必要に応じて指導者会議（部活動振興会）を開き、規定や会則、設置における適正化等について検討する。

4. 指導・運営に当たっての留意点

- (1) 安全への配慮
 - ・校長及び部活動指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰やハラスメントの根絶を徹底する。また、事故等の発生時における対応手順について確認しておく。
 - ・部活動指導者は、熱中症防止の観点から、これまでの通知や指針、各機関からの情報参考にし、活動の配慮や活動中止等の対応をとることとする。
- (2) バランスのとれた活動
 - ・部活動指導者は、部活動に多様な技能レベルの生徒が集まってくることを理解し、勝利至上主義的な指導に偏って生徒に過度な負担が生じないように徹底する。
 - ・部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために適切に休養日を設定し、過度な練習からくるスポーツ障がいや外傷のリスクにつながらないように配慮する。
 - ・部活動指導者は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、技能や記録向上におけるそれぞれの目標を達成できるよう限られた時間の中で、科学的トレーニングや効果的な指導を工夫し行うことに努める。

5. 部活動における活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づく）

- (1) 少なくとも月に1回は、学校として学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- (2) 毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- (3) 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- (4) 通常の練習時間は、平日2時間程度とし、午後6時までに活動を終えて後片付け等をして午後6時15分までに下校する。
- (5) 土日、祝日、長期休業期間中の練習時間は、3時間程度とする。
- (6) 練習試合は、半日で終了するように設定する。

※上記活動基準にある「練習時間」とは、生徒に対し直接、部活動指導を実施する時間を示す。